

別 添

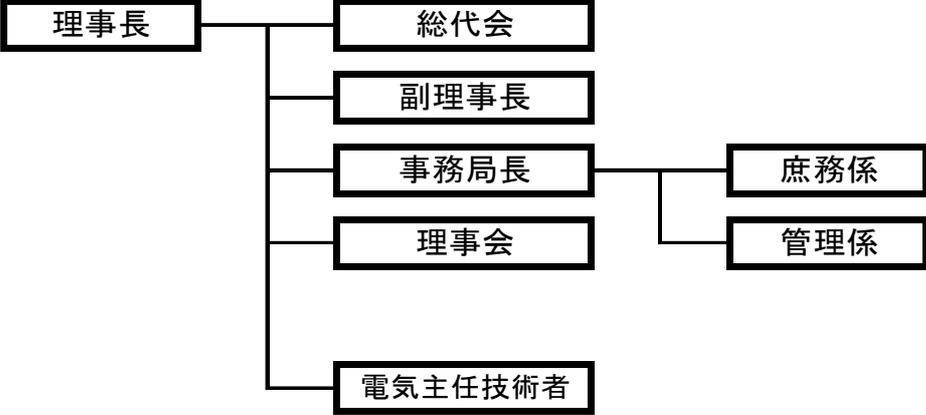
びわこ揚水土地改良区  
保安規程（電気事業法）

# 保 安 規 程

作成年月日 平成28年 4月 4日

届出年月日 平成30年 6月27日

内 容

業 種	揚水機場	<small>ふりがな</small> 事業場の名称	<small>びわこようすいとちかいらょうく しんびわこようすいきじょう</small> びわこ揚水土地改良区 新琵琶湖揚水機場		
		所在地	滋賀県近江八幡市北津田町 1503 TEL 0748-32-4555 〒523-0087		
総括管理者		<small>ふりがな</small> ふじいしょういち 氏名 藤井 昇一	役職名(所属名) びわこ揚水土地改良区 理事長		
主任技術者		<small>ふりがな</small> おくい ひとし 氏名 奥井 仁	資格 第3種電気主任技術者免状	選任の種別及び年月日 選任 平成27年3月6日	
保安業務組織		 <pre> graph TD     A[理事長] --- B[総代会]     A --- C[副理事長]     A --- D[事務局長]     A --- E[理事会]     A --- F[電気主任技術者]     D --- G[庶務係]     D --- H[管理係]             </pre>			
		組織図 (7)			
供給変電所		関西電力株式会社 新八幡 変電所			
受 電 設 備	受電電圧	22,000 ボルト	受電用遮断器	真空遮断器 24キロボルト 600アンペア 25キロボルト	
	契約電力	2,800 キロワット	受電設備形態	屋外設置キュービクル型	
	最大電力	2,800 キロワット			
発 電 設 備	電 圧	— ボルト	原 動 機	種 類	—
	出 力	— キロワット	常用、予備の別	燃料使用量	— リットル/時間
保安上の責任分界点		電力需給契約書に基づく責任分界点とする			
財産上の分界点		同 上			
備 考					

発電設備、原動機の燃料使用量については、重油換算とする。

# 保安規定

## 目 次

### 第 1 章 総 則

第 1 条	目的	1
第 2 条	効力	1
第 3 条	細則の制定	1
第 4 条	規程等の改正	1

### 第 2 章 保安業務の運営管理体制

第 5 条	保安業務の組織	1
第 6 条	設置者の義務	1
第 7 条	電気主任技術者の義務	2
第 8 条	従業者の義務	2
第 9 条	電気主任技術者不在時の措置	2
第 10 条	電気主任技術者の解任	2

### 第 3 章 保 安 教 育

第 11 条	保安教育	3
第 12 条	保安に関する訓練	3

### 第 4 章 工事の計画及び実施

第 13 条	工事計画	3
第 14 条	工事の実施	3

### 第 5 章 保 守

第 15 条	巡視、点検、測定	4
第 16 条	法定事業者検査の体制	4
第 17 条	事故の再発防止	4

### 第 6 章 運 転 又 は 操 作

第 18 条	運転又は操作等	4
--------	---------	---

## 第 7 章 災 害 対 策

第 19 条	防災体制	5
--------	------	---

## 第 8 章 記 録

第 20 条	記録等	5
--------	-----	---

## 第 9 章 責 任 の 分 界

第 21 条	責任の分界点	5
第 22 条	需要設備の構内	5

## 第 1 0 章 整 備 そ の 他

第 23 条	危険の表示	5
第 24 条	測定器具類の整備	6
第 25 条	図面、書類の整備	6
第 26 条	手続書類等の整備	6

	自家用電気工作物関係法令に係る申請、届出一覧	7
--	------------------------	---

	組織図	8
--	-----	---

別表	第1	巡視点検測定及び手入基準	9～11
----	----	--------------	------

別表	第2-1	日常巡視点検手入記録	12
----	------	------------	----

別表	第2-2	定期・精密巡視点検手入記録	13
----	------	---------------	----

別表	第2-3	機器精密点検測定記録	14
----	------	------------	----

別表	第2-4	絶縁抵抗測定記録	15
----	------	----------	----

別表	第2-5	接地抵抗測定記録	16
----	------	----------	----

別表	第2-6	電気事故記録	17
----	------	--------	----

別表	第2-7	補修工事記録	18
----	------	--------	----

別表	第2-8	受電日誌	19
----	------	------	----

別表	第3	設備台帳（補修記録）	20
----	----	------------	----

別表	第4	法定事業者検査の記録	21
----	----	------------	----

添付図面		需要設備の構内平面図	22
------	--	------------	----

		需要設備の構内図(別図)	23
--	--	--------------	----

		単線結線図	24
--	--	-------	----

保安規程細則		特高受変電設備操作手順書	25
--------	--	--------------	----

## 第1章 総 則

### 【目 的】

第 1条 びわこ揚水土地改良区新琵琶湖揚水機場（以下「当事業場」という。）における自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第42条第1項の規定に基づきこの規程を定める。

### 【効 力】

第 2条 当事業場の経営者及び従業者は、電気関係法令及びこの規程を遵守するものとする。

### 【細則の制定】

第 3条 この規程を実施するため必要と認められる場合には、別に細則を定めるものとする。

### 【規定等の改正】

第 4条 この規程の改正または前条に定める細則の制定あるいは改正にあたっては、電気主任技術者の参画のもとに立案し、これを決定するものとする。

## 第2章 保安業務の運営管理体制

### 【保安業務の組織】

第 5条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する責任の所在を明確にし、並びに指揮命令系統及び連絡系統を明確にするため、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安業務を遂行する組織構成は次に定めるところによるものとする。

- 一 理事長（以下、「総括管理者」という）は保安業務を総括管理する。
- 二 電気主任技術者は、法令及びこの規程に基づく保安監督の職務を的確に遂行するため理事長補佐の職位にある者を選任する。
- 三 保安業務の分掌及び関連する職位階層の職名及び担当業務区分並びに職務権限は添付組織図のとおりとする。
- 四 保安業務を円滑に遂行するための指揮命令系統及び連絡系統は添付組織図のとおりとする。

### 【設置者の義務】

第 6条 電気工作物に関する保安上重要な事項を決定又は行おうとするときは、電気主任技術者の意見を求めるものとする。

- 2 電気主任技術者の電気工作物に係る保安に関する意見を尊重するものとする。
- 3 法令に基づいて所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物の保安に関係のある場合には、電気主任技術者の参画のもとに立案し、決定するものとする。

- 4 所管官庁が法令に基づいて行う検査には、電気主任技術者を立ち合わせるものとする。

#### 【電気主任技術者の義務】

第 7条 電気主任技術者は、総括管理者を補佐し、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を総括しなければならない。

2 電気主任技術者は、法令及びこの規程を遵守し、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行わなければならない。

3 電気主任技術者の執務は次の各号に定めるところにより行うものとする。

(常駐の場合)

一 当事業場に常時勤務するものとする。

二 電気主任技術者の連絡方法については、受電室その他見やすい箇所に掲示しておくとともに、電気主任技術者との連絡責任者を選任しておくものとする。

(兼任の場合)

一 執務する回数は、電気工作物の設置、改造等の工事期間中は毎週1回以上、その他の場合にあつては毎月1回以上とする。

二 執務する時間は1回につき4時間以上とする。

三 電気主任技術者の常時勤務する場所及び連絡方法については、受電室その他見やすい箇所に掲示しておくとともに、電気主任技術者との連絡責任者を選任しておくものとする。

#### 【従事者の義務】

第 8条 電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者は、電気主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。

#### 【電気主任技術者不在時の措置】

第 9条 電気主任技術者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合には、その業務の代行を行う者（以下「代務者」という。）をあらかじめ指名しておくものとする。

2 代務者は、電気主任技術者の不在時には、電気主任技術者に指示された職務を誠実に行わなければならない。

#### 【電気主任技術者の解任】

第 10条 電気主任技術者が次の各号に該当する場合は、解任することができるものとする。

一 電気主任技術者が病気等により欠勤が長期にわたり、保安の確保上不適当と認められたとき。

二 電気主任技術者が法令又は、この規程の定めるところに違反し、又は怠って保安の確保上不適当と認められたとき。

### 第3章 保安教育

#### 【保安教育】

第 11条 電気主任技術者は電気工作物の工事、維持又は運用に従事するものに対し、電気工作物の保安に関し必要な知識及び技能の教育を計画的に行わなければならない。

#### 【保安に関する訓練】

第 12条 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、事故その他非常災害が発生したときの措置について少なくとも年1回以上実地指導訓練を行うものとする。

### 第4章 工事の計画及び実施

#### 【工事計画】

第 13条 電気工作物の設置、改造等の工事計画を立案するにあたっては、電気主任技術者の意見を求めるものとする。

2 電気主任技術者は、電気工作物の安全な運用を確保するため、電気工作物の主要な修繕工事及び改良工事（以下「補修工事」という。）の年度計画を立案し、総括管理者の承認を求めなければならない。

3 前項の計画は、当事業場の各部門との連絡を緊密にし、その意見を聴いて行わなければならない。

#### 【工事の実施】

第 14条 電気工作物に関する工事計画の実施にあたっては、当事業場の営業活動等と調整を図り、総括管理者の承認を経てこれを実行するものとする。

2 電気工作物に関する工事の実施にあたっては、必要に応じ作業責任者を選任し、電気主任技術者の監督のもとにこれを施工するものとする。

3 電気工作物に関する工事を他の者に請け負わせる場合には、常に責任の所在を明確にし、完成した場合には、電気主任技術者においてこれを検査し、保安上支障が無いことを確認した上で引き取るものとする。

4 工事の実施にあたっては、その保安を確保するために別に定める作業心得によって行わなければならない。

5 作業心得は、次の各号について定めるものとする。

一 停電範囲と時間、作業用器具等の準備状況の電気主任技術者による確認。

二 作業時間、停電時間、及び危険区域の表示。

三 停電中の遮断器、開閉器の誤操作の防止措置。

四 作業責任者の氏名とその責任。

五 作業終了時の点検及び測定。

六 その他必要な事項。

## 第5章 保 守

### 【巡視、点検、測定】

第 15条 電気工作物の保安のための巡視、点検及び測定は、別表第1に定める基準により行わなければならない。

2 電気主任技術者は、別表第1に定める基準により電気工作物の保守業務の指導監督を行うにあたっては、当事業場の営業活動等と調整を図り年度実施計画を作成し、総括管理者の承認を経てこれを実施しなければならない。

3 巡視、点検又は測定の結果、法令に定める技術基準に適合しない事項が判明したときには当該電気工作物を修理し、改造し、移設し又はその使用を一時停止し、若しくは制限する等の措置を講じ常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

### 【法定事業者検査の体制】

第 16条 法定事業者検査は、電気主任技術者の監督の下、別途定める必要な事項をあらかじめ決定した上で行うものとする。

### 【事故の再発防止】

第 17条 事故その他異常が発生した場合には、必要に応じ臨時に精密検査を行い、その原因を究明し、再発防止に遺憾のないよう措置するものとする。

## 第6章 運転又は操作

### 【運転又は操作等】

第 18条 電気工作物の運転または操作の基準は、別に定める細則によるものとする。

2 前項の細則は、次の各号に定めるものとする。

- 一 平常時及び事故その他異常時における電気工作物の運転または操作を要する機器の操作順序及び運転方法並びに指令系統及び連絡系統。
- 二 電気工作物の軽微な事故を修理しまたは使用を停止し、若しくは使用を制限する等の応急措置並びに報告又は連絡要領。
- 三 関西電力株式会社（以下「電気事業者」という。）の供給変電所又は所轄営業所との連絡事項。
- 四 緊急時に連絡すべき事項、連絡先及び連絡方法の掲示。
- 五 遮断器、断路器の開閉その他必要な事項については、電気事業者との間に締結している「受電に関する協定書」及び「自家用発電並列運転に関する協定書」によるものとする。

## 第7章 災害対策

### 【防災体制】

- 第 19条 台風、洪水、地震、火災、その他の非常災害に備えて、電気工作物に関する保安を確保するために、防災思想を従業者に徹底し、応急資材を備蓄するとともに、災害発生時の措置に関する体制をあらかじめ整備し、並びに当事業場外関係機関との協力体制及び連携体制を整備しておくものとする。
- 2 電気主任技術者は、非常災害発生時において、電気工作物に関する保安を確保するための指揮監督を行う。
- 3 電気主任技術者は、災害等の発生に伴い危険と認められるときは、直ちに当該範囲の送電を停止することができるものとする。

## 第8章 記 録

### 【記録等】

- 第 20条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する記録は、別表第2に定めるところにより記録し、これを必要な期間保存するものとする。
- 一 巡視点検測定記録（日常、定期、精密）
  - 二 電気事故記録
  - 三 補修工事記録
  - 四 受電日誌
- 2 主要電気機器の補修記録は別表第3に定める設備台帳により記録し、必要な期間保存するものとする。
- 3 法定事業者検査の記録は、別表第4に定めるところにより記録し、必要な期間保存するものとする。

## 第9章 責任の分界

### 【責任の分界点】

- 第 21条 電気事業者との保安上の責任及び財産分界点は、電力需給契約書に定める箇所とする。

### 【需要設備の構内】

- 第 22条 当事業場の需要設備の構内は別図（需要設備の構内図）に示すとおりとする。

## 第10章 整備その他

### 【危険の表示】

第 23条 受電室その他高圧電気工作物が設置されている場所等であつて、危険のおそれのあるところには、人の注意を喚起する表示を設けなければならない。

### 【測定器具類の整備】

第 24条 電気工作物の保安上必要とする測定器具類は常に整備し、これを適正に保管しなければならない。

### 【図面、書類の整備】

第 25条 電気工作物に関する結線図、系統図、配線図、主要機器関係図、設計図、仕様書、取扱い説明書等については整備し、必要な期間保存しなければならない。

### 【手続き書類等の整備】

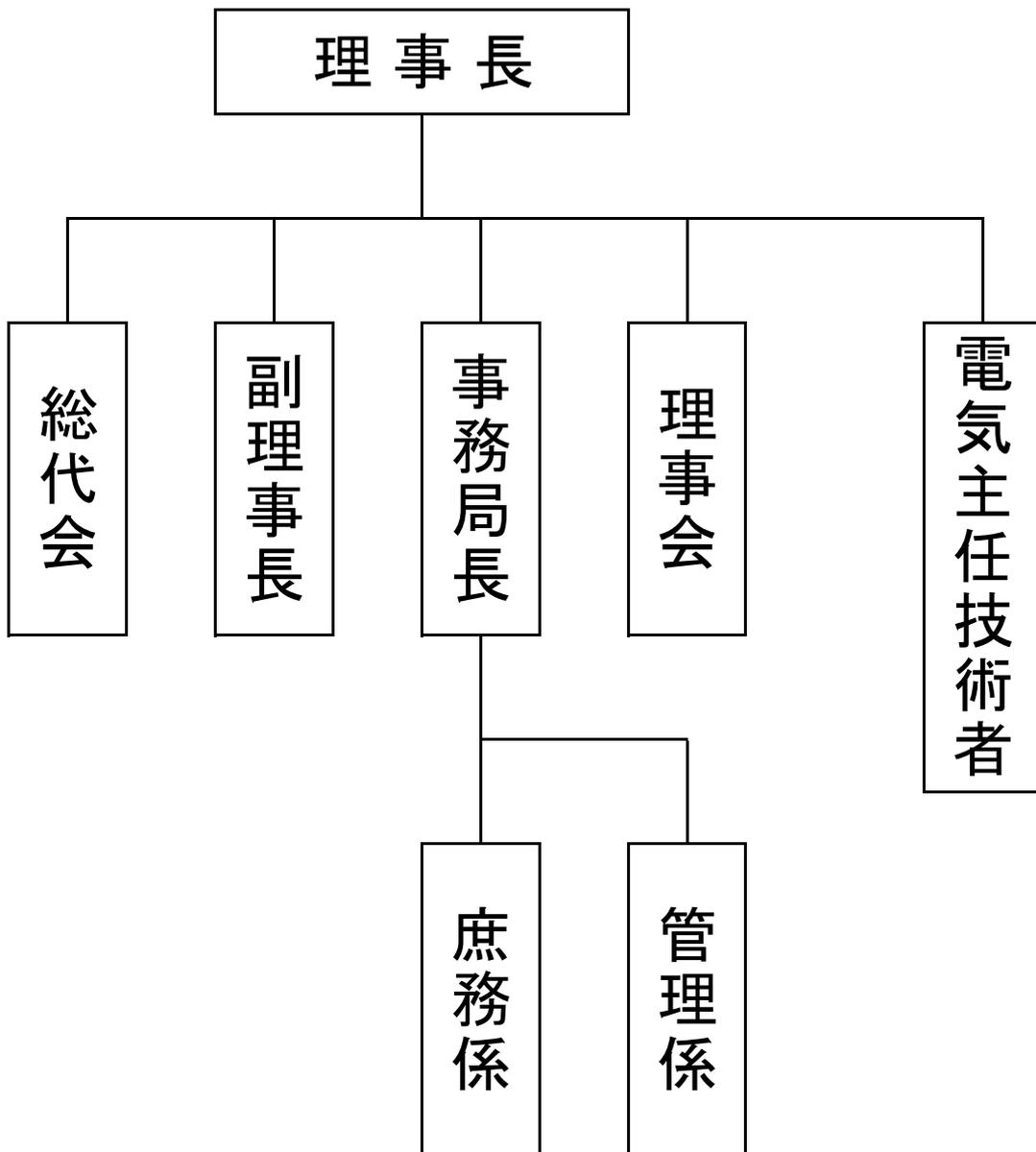
第 26条 関係官庁、電気事業者等に提出した書類及び図面その他主要な文書については、その写しを必要な期間保存しなければならない。

## 付 則

1. この規程は、平成28年 4月 4日から施行する。



# 組織図



別表第1

## 巡視点検測定及び手入基準

対象	項目	日常巡視点検手入			定期巡視点検手入			精密点検手入			測定			
		No	周期	点検箇所、ねらい	No	周期	点検箇所、ねらい	No	周期	点検箇所、ねらい	No	周期	測定項目	
特別 高圧 受変 電設 備	断路器	1	1ヵ月	受けと刃の接触、過熱、変色、緩み	1	1年	停止して受けと刃の接触、過熱、緩み、荒れ具合	1	1年	停止して操作機構及び付属装置の各点検	1	1年	絶縁抵抗測定	
		2	1ヵ月	汚損、異物付着	2	1年	損傷、亀裂				2	1年	接地抵抗測定	
		3	1ヵ月	その他必要事項	3	1年	フレ止め装置の機能							
					4	1年	その他必要事項							
	遮断器・開閉器類	1	1ヵ月	外観点検、汚損、亀裂、過熱、発錆、損傷	1	1年	停止して外部の損傷、腐食、過熱、発錆、変形	1	3年又は一定の遮断回数による	停止して外部の損傷、腐食、過熱、発錆、変形	1	1年	絶縁抵抗測定	
		2	1ヵ月	指示、表示	2	1年	緩み				2	1年	接地抵抗測定	
		3	1ヵ月	その他必要事項	3	1年	操作具合、機構	2	〃	操作機構及び付属装置の各点検	3	1年	保護継電器の動作特性試験	
					4	1年	付属装置の状態	3	〃	操作機構及び付属装置の各点検	4	1年	保護連動試験	
					5	1年	接地線接続部			その他必要事項				
	受電用変圧器	1	1ヵ月	本体の外部点検、損傷、汚損、変形	1	1年	停止して、各部の損傷、腐食、発錆	1	5年	停止して内部について点検(コイル接続部、リード線、鉄心、その他各部)	1	1年	絶縁抵抗測定	
		2	1ヵ月	緩み、発錆、腐食	2	1年	振動、音響、温度	2	5年	付属装置及び機器の内部点検	2	1年	接地抵抗測定	
		3	1ヵ月	付属装置の点検、動作状態、取付状態	3	1年	付属装置各部の点検(機能及び状態)	3	3年	その他必要事項				
	ケーブル・支持物	1	1ヵ月	ケーブル保護管の腐食、損傷	1	1年	ケーブルの固定、取付状態	1	3年	必要により特定対象を定めて行う	1	1年	絶縁抵抗測定	
		2	1ヵ月	ケーブルヘッドの損傷、固定状態	2	1年	ハンドホールの腐食及び損傷	2	3年～6年	(点検箇所、部位は、定期巡視点検より抜粋)	2	1年	接地抵抗測定	
	計器用変成器	1	1ヵ月	標識の状態	3	1年	その他必要事項			地盤沈下の影響				
		1	1ヵ月	外部の損傷、腐食、発錆、変形、汚損、異臭、温度	1	1年	停止して各部の損傷、腐食、接触、発錆、緩み、変形、亀裂、汚損、トラッキング				1	1年	絶縁抵抗測定	
	避雷器	1	1ヵ月	音響、ヒューズの異常	2	1年	接地線接続部				2	1年	接地抵抗測定	
		2	1ヵ月	その他必要事項	3	1年	その他必要事項							
	蓄電池設備	蓄電池	1	1ヵ月	外部の損傷、亀裂、緩み、汚損	1	1年	外部の損傷、亀裂				1	1年	絶縁抵抗測定
			2	1ヵ月	その他必要事項	2	1年	緩み、汚損、コンパウンドの異常				2	1年	接地抵抗測定
						3	1年	接地線接続部						
					1	6ヵ月	均等充電の実施							
					2	6ヵ月	外観の点検							
				3	1年	接続部の増締め(規定トルクにより実施)								
	2	1ヶ月	内部の点検			スチールラックの基礎ボルトの緩み				1	1ヵ月	浮動充電時の蓄電池総電圧測定		
			内部の点検							2	1ヵ月	充電電圧		
			内部の点検							3	1ヵ月	充電電流		
			内部の点検							4	1ヵ月	出力電圧		
			内部の点検							5	1ヵ月	出力電流		

巡視点検測定及び手入基準

対象	項目	日常巡視点検手入			定期巡視点検手入			精密点検手入			測定		
		No	周期	点検箇所、ねらい	No	周期	点検箇所、ねらい	No	周期	点検箇所、ねらい	No	周期	測定項目
高 圧 配 電 設 備	断路器	1	1ヵ月	受けと刃の接触、過熱、変色、緩み	1	1年	停止して受けと刃の接触、過熱、緩み、荒れ具合	1	1年	停止して操作機構及び付属装置の各部点検	1	1年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定
		2	1ヵ月	汚損、異物付着	2	1年	損傷、亀裂				2	1年	
		3	1ヵ月	その他必要事項	3	1年	フレ止め装置の機能						
					4	1年	その他必要事項						
	遮断器開閉器類	1	1ヵ月	外観点検、汚損、亀裂、過熱、発錆、損傷	1	1年	停止して外部の損傷、腐食、過熱、発錆、変形	1	3年又は一定の遮断回数による	操作機構及び付属装置の各部点検	1	1年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 保護継電器の動作特性試験 保護連動試験
		2	1ヵ月	指示、点灯	2	1年	緩み				2	1年	
		3	1ヵ月	その他必要事項	3	1年	操作具合、機構				3	1年	
					4	1年	付属装置の状態	2	〃	遮断速度測定	4	1年	
					5	1年	接地線接続部	3	〃	その他必要事項			
	母線	1	1ヵ月	必要により特定部位のものについて行う (点検箇所、ねらいは定期巡視点検より抜粋)	1	1年	母線の高さ、弛み、他物との離隔距離	1	3年	必要により特定対象を定めて行う (点検箇所、ねらいは定期巡視点検より抜粋)	1	1年	絶縁抵抗測定
					2	1年	接続部分、クランプ類の腐食、損傷、過熱、緩み						
					3	1年	碍子類、支持物の腐食、損傷、変形						
					4	1年	その他必要事項						
	配電用変圧器	1	1ヵ月	本体の外部点検、損傷、汚損	1	1年	停止して各部の損傷、腐食、発錆、緩み、変形、亀裂、汚損、付属装置	1	6年	停止して点検(コイル接続部	1	1年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定
		2	1ヵ月	変形、緩み、発錆	2	1年	温度、音響	2	3年	リード線、鉄心	2	1年	
		3	1ヵ月	腐食、音響	3	1年	温度			その他各部)			
	計器用変成器	1	1ヵ月	外部の損傷、腐食、発錆、変形、汚損、温度、音響、ヒューズの異常	1	1年	停止して各部の損傷、腐食、接触、発錆、緩み、変形、亀裂、汚損			その他必要事項	1	1年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定
		2	1ヵ月	その他必要事項	2	1年	ヒューズの異常				2	1年	
	放電器	1	1ヵ月	外部の損傷、亀裂、緩み、汚損	1	1年	外部の損傷、亀裂				1	1年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定
		2	1ヵ月	その他必要事項	2	1年	緩み、汚損、コンパウンドの異常				2	1年	
					3	1年	接地線接続部						
	配電盤	1	1ヵ月	計器の異常、表示札、表示灯の異常	1	1年	裏面配線の塵埃	1	1年	停止して各部の損傷、過熱、緩み、断線、接触脱落	1	1年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 保護継電器の動作特性 必要により計器校正、シーケンス試験
		2	1ヵ月	操作、切換開閉器などの異常	2	1年	汚損、損傷、過熱	2	1年	端子、配線符号	2	1年	
		3	1ヵ月	その他必要事項	3	1年	接地線接続部	3	1年	その他必要事項	3	1年	

巡視点検測定及び手入基準

対象	項目	日常巡視点検手入			定期巡視点検手入			精密点検手入			測定		
		No	周期	点検箇所、ねらい	No	周期	点検箇所、ねらい	No	周期	点検箇所、ねらい	No	周期	測定項目
高圧配電設備	コンデンサ用	1	1ヵ月	本体の外部点検、漏油、汚損、音響振動	1	1年	停止して各部の損傷、腐食、変形、発錆、緩みの点検				1	1年	絶縁抵抗測定
		2			2	1年	接地線接続部				2	1年	接地抵抗測定
	リアクトル	1	1ヵ月	通電中の音、振動臭気、変色の点検	1	1年	停止して各部の損傷、腐食、変形、発錆、緩みの点検				1	1年	絶縁抵抗測定
		2			2	1年	接地線接続部				2	1年	接地抵抗測定
	蓄電池	1	1ヵ月	外観(電槽、蓋、各種、栓体、ハッキン封口部、接続部内部)の点検	1	6ヵ月	均等充電の実施	1	1年	充電装置の内部点検	1	1ヵ月	浮動充電時の蓄電池総電圧測定
		2	1ヶ月	蓄電池設備の運転確認	2	6ヵ月	外観の点検	2	1年	必要により対象を定めて行う	2	1ヵ月	充電電圧
	その他付属設備	1	1ヵ月	必要により特定範囲のものについて行う	3	1年	接続部の増締め(規定トルクにより実施)	2	1年	必要により対象を定めて行う	3	1ヵ月	充電電流
		2			4		スチールラックの基礎ボルトの緩み	2	3年	その他必要事項	4	1ヵ月	出力電圧
	ケーブル・支持物	1	1ヵ月	ケーブル保護管の腐食、損傷	5	1年	母線、端子、クランプ、支持物などは受電設備用に準じて行う(停止せず)	1	3年	必要により特定対象を定めて行う(この場合停止して点検する)	5	1ヵ月	出力電流
		2	1ヵ月	ケーブルダクトの腐食及び損傷	1	1年	ケーブルの固定、取付状態	2	3年	必要により特定対象を定めて行う(点検箇所、部位は、定期巡視点検より抜粋)	1	1年	絶縁抵抗測定
電動機・その他回転機	1	1日	運転者が音響、回転、過熱、異臭、給油状態などについて注意する	2	1年	ケーブルヘッドの損傷、固定状態	2	3年	必要により特定対象を定めて行う(点検箇所、部位は、定期巡視点検より抜粋)	2	1年	接地抵抗測定	
	2	1ヵ月	必要により特定範囲のものについて電気担当者が行う	3	1年	布設部の無断掘削	3	3年	必要により特定対象を定めて行う(温度上昇等を考慮し内部分解点検、コイル、軸受、通風付属装置などの手入れ)	3	1年	必要により特性試験	
電気防蝕設備	1	1ヵ月	電極線と被対象物の接続部分について、接続部変色、過熱、腐食、取付状態を点検	4	1年	標識、他物との離隔距離	3	3年	必要により特定対象を定めて行う(温度上昇等を考慮し、回転子引出掃除)	3	3年	その他必要事項	
	2	1ヵ月	必要により特定範囲のものについて電気担当者が行う	1	1年	ケーブルの固定、取付状態	1	3年	必要により特定対象を定めて行う(点検箇所、部位は、定期巡視点検に準じて内部点検を行う)	1	1ヵ月	直流出力電圧測定	
照明設備	1	1ヵ月	使用者が異音、汚損、不点、温度、臭気、過熱などに注意する	2	1年	ハンドホールの腐食及び損傷	2	3年	必要により特定対象を定めて行う(点検箇所、部位は、定期巡視点検に準じて内部点検を行う)	2	1ヵ月	直流出力電流測定	
	2			3	1年	その他必要事項	3	3年	必要により特定対象を定めて行う(点検箇所、部位は、定期巡視点検に準じて内部点検を行う)	1	1年	絶縁抵抗測定	
配線及び配線用遮断器	1	1ヵ月	開閉器の点検、湿気じんあい等に注意	1	1年	照明効果、汚損、音響、温度、コンパウンド洩れ	1	3年	許容電流と負荷電流との確認	2	1年	接地抵抗測定	
	2			2	1年	その他必要事項	2	3年	必要により特定対象を定めて行う(温度上昇等を考慮し、回転子引出掃除)	3	1年	必要により配線用遮断器及び漏電遮断器の特性試験	

# 日常巡視点検手入記録

平成 年度

事業場名 びわこ揚水土地改良区

電気主任技術者

点検実施者

項目		巡視点検手入結果																													
点検対象設備		実施月日																													
		月	日																												
受変電設備	電線及び支持物																														
	ケーブル																														
	断路器																														
	遮断器 開閉器類																														
	母線																														
	受電用変圧器																														
	計器用変成器																														
	避雷器																														
	配電盤																														
	電力用コンデンサ																														
配電設備 (屋外電線路含ま)	断路器 遮断器																														
	配電用変圧器																														
	その他 付属設備																														
	電線及び 支持物																														
	ケーブル																														
負荷設備	電動機その他 回転機																														
	電熱乾燥装置																														
	照明設備																														
	配線																														
その他	蓄電池設備																														
	電気防蝕装置																														
記事																															
<p>○ 点検項目                      レ 点検(異常なし)                      ※ 特記事項あり</p> <p>※ 特記事項</p>		<b>揚水機主電動機</b>																													
		1号機																													
		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>運転電流</td> <td></td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>回転数</td> <td></td> <td>rpm</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">温度</td> <td>軸受温度</td> <td>モーター側駆動</td> <td>°C</td> </tr> <tr> <td></td> <td>モーター側反駆動</td> <td>°C</td> </tr> <tr> <td></td> <td>液体抵抗器温度</td> <td>°C</td> </tr> </table>		運転電流		A	回転数		rpm	温度	軸受温度	モーター側駆動	°C		モーター側反駆動	°C		液体抵抗器温度	°C												
		運転電流		A																											
		回転数		rpm																											
		温度	軸受温度	モーター側駆動	°C																										
				モーター側反駆動	°C																										
				液体抵抗器温度	°C																										
		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">主電動機</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">電解液ポンプ</td> </tr> <tr> <td colspan="2">サーモラベル変色の有無</td> <td colspan="2">サーモラベル変色の有無</td> </tr> <tr> <td>50°C</td> <td>60°C</td> <td>70°C</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		主電動機		電解液ポンプ		サーモラベル変色の有無		サーモラベル変色の有無		50°C	60°C	70°C																	
		主電動機		電解液ポンプ																											
サーモラベル変色の有無		サーモラベル変色の有無																													
50°C	60°C	70°C																													
2号機																															
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>運転電流</td> <td></td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>回転数</td> <td></td> <td>rpm</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">温度</td> <td>軸受温度</td> <td>モーター側駆動</td> <td>°C</td> </tr> <tr> <td></td> <td>モーター側反駆動</td> <td>°C</td> </tr> <tr> <td></td> <td>液体抵抗器温度</td> <td>°C</td> </tr> </table>		運転電流		A	回転数		rpm	温度	軸受温度	モーター側駆動	°C		モーター側反駆動	°C		液体抵抗器温度	°C														
運転電流		A																													
回転数		rpm																													
温度	軸受温度	モーター側駆動	°C																												
		モーター側反駆動	°C																												
		液体抵抗器温度	°C																												
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">主電動機</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">電解液ポンプ</td> </tr> <tr> <td colspan="2">サーモラベル変色の有無</td> <td colspan="2">サーモラベル変色の有無</td> </tr> <tr> <td>50°C</td> <td>60°C</td> <td>70°C</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		主電動機		電解液ポンプ		サーモラベル変色の有無		サーモラベル変色の有無		50°C	60°C	70°C																			
主電動機		電解液ポンプ																													
サーモラベル変色の有無		サーモラベル変色の有無																													
50°C	60°C	70°C																													
3号機																															
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>運転電流</td> <td></td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>回転数</td> <td></td> <td>rpm</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">温度</td> <td>軸受温度</td> <td>モーター側駆動</td> <td>°C</td> </tr> <tr> <td></td> <td>モーター側反駆動</td> <td>°C</td> </tr> <tr> <td></td> <td>液体抵抗器温度</td> <td>°C</td> </tr> </table>		運転電流		A	回転数		rpm	温度	軸受温度	モーター側駆動	°C		モーター側反駆動	°C		液体抵抗器温度	°C														
運転電流		A																													
回転数		rpm																													
温度	軸受温度	モーター側駆動	°C																												
		モーター側反駆動	°C																												
		液体抵抗器温度	°C																												
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">主電動機</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">電解液ポンプ</td> </tr> <tr> <td colspan="2">サーモラベル変色の有無</td> <td colspan="2">サーモラベル変色の有無</td> </tr> <tr> <td>50°C</td> <td>60°C</td> <td>70°C</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		主電動機		電解液ポンプ		サーモラベル変色の有無		サーモラベル変色の有無		50°C	60°C	70°C																			
主電動機		電解液ポンプ																													
サーモラベル変色の有無		サーモラベル変色の有無																													
50°C	60°C	70°C																													
4号機																															
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>運転電流</td> <td></td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>回転数</td> <td></td> <td>rpm</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">温度</td> <td>軸受温度</td> <td>モーター側駆動</td> <td>°C</td> </tr> <tr> <td></td> <td>モーター側反駆動</td> <td>°C</td> </tr> <tr> <td></td> <td>液体抵抗器温度</td> <td>°C</td> </tr> </table>		運転電流		A	回転数		rpm	温度	軸受温度	モーター側駆動	°C		モーター側反駆動	°C		液体抵抗器温度	°C														
運転電流		A																													
回転数		rpm																													
温度	軸受温度	モーター側駆動	°C																												
		モーター側反駆動	°C																												
		液体抵抗器温度	°C																												
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">主電動機</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">電解液ポンプ</td> </tr> <tr> <td colspan="2">サーモラベル変色の有無</td> <td colspan="2">サーモラベル変色の有無</td> </tr> <tr> <td>50°C</td> <td>60°C</td> <td>70°C</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		主電動機		電解液ポンプ		サーモラベル変色の有無		サーモラベル変色の有無		50°C	60°C	70°C																			
主電動機		電解液ポンプ																													
サーモラベル変色の有無		サーモラベル変色の有無																													
50°C	60°C	70°C																													
<b>補機電動機</b>																															
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>No.1真空ポンプ</td> <td>No.2真空ポンプ</td> <td>No.1オートストレナ</td> <td>No.2オートストレナ</td> <td>1号封水ポンプ</td> </tr> <tr> <td>サーモラベル変色の有無</td> <td>サーモラベル変色の有無</td> <td>サーモラベル変色の有無</td> <td>サーモラベル変色の有無</td> <td>サーモラベル変色の有無</td> </tr> <tr> <td>50°C</td> <td>60°C</td> <td>70°C</td> <td>50°C</td> <td>60°C</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>70°C</td> <td>50°C</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>60°C</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>70°C</td> </tr> </table>		No.1真空ポンプ	No.2真空ポンプ	No.1オートストレナ	No.2オートストレナ	1号封水ポンプ	サーモラベル変色の有無	サーモラベル変色の有無	サーモラベル変色の有無	サーモラベル変色の有無	サーモラベル変色の有無	50°C	60°C	70°C	50°C	60°C				70°C	50°C					60°C					70°C
No.1真空ポンプ	No.2真空ポンプ	No.1オートストレナ	No.2オートストレナ	1号封水ポンプ																											
サーモラベル変色の有無	サーモラベル変色の有無	サーモラベル変色の有無	サーモラベル変色の有無	サーモラベル変色の有無																											
50°C	60°C	70°C	50°C	60°C																											
			70°C	50°C																											
				60°C																											
				70°C																											
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>2号封水ポンプ</td> <td>3号封水ポンプ</td> <td>注水ポンプ1号</td> <td>注水ポンプ2号</td> <td>注水ポンプ3号</td> </tr> <tr> <td>サーモラベル変色の有無</td> <td>サーモラベル変色の有無</td> <td>サーモラベル変色の有無</td> <td>サーモラベル変色の有無</td> <td>サーモラベル変色の有無</td> </tr> <tr> <td>50°C</td> <td>60°C</td> <td>70°C</td> <td>50°C</td> <td>60°C</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>70°C</td> <td>50°C</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>60°C</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>70°C</td> </tr> </table>		2号封水ポンプ	3号封水ポンプ	注水ポンプ1号	注水ポンプ2号	注水ポンプ3号	サーモラベル変色の有無	サーモラベル変色の有無	サーモラベル変色の有無	サーモラベル変色の有無	サーモラベル変色の有無	50°C	60°C	70°C	50°C	60°C				70°C	50°C					60°C					70°C
2号封水ポンプ	3号封水ポンプ	注水ポンプ1号	注水ポンプ2号	注水ポンプ3号																											
サーモラベル変色の有無	サーモラベル変色の有無	サーモラベル変色の有無	サーモラベル変色の有無	サーモラベル変色の有無																											
50°C	60°C	70°C	50°C	60°C																											
			70°C	50°C																											
				60°C																											
				70°C																											
<b>通年電源</b>																															
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">揚水機場系</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">事務所系</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">電灯</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">動力</td> </tr> <tr> <td>R</td> <td>A</td> <td>R</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>N</td> <td>A</td> <td>N</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>T</td> <td>A</td> <td>T</td> <td>A</td> </tr> </table>		揚水機場系		事務所系		電灯		動力		R	A	R	A	N	A	N	A	T	A	T	A										
揚水機場系		事務所系																													
電灯		動力																													
R	A	R	A																												
N	A	N	A																												
T	A	T	A																												
<b>電気防蝕装置</b>																															
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td>直流出力電圧</td> <td>直流通電電流</td> </tr> <tr> <td>1号回路</td> <td>V</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>2号回路</td> <td>V</td> <td>A</td> </tr> </table>			直流出力電圧	直流通電電流	1号回路	V	A	2号回路	V	A																					
	直流出力電圧	直流通電電流																													
1号回路	V	A																													
2号回路	V	A																													
<b>揚水ポンプ主電動機 仕様</b>																															
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>揚水機場内環境</td> <td>定格出力 3相 950kW 60Hz</td> </tr> <tr> <td>温度</td> <td>定格電圧 3300V 定格電流 220A</td> </tr> <tr> <td>湿度</td> <td>二次電圧 1314V 二次電流 425A</td> </tr> <tr> <td></td> <td>定格回転数 565rpm</td> </tr> </table>		揚水機場内環境	定格出力 3相 950kW 60Hz	温度	定格電圧 3300V 定格電流 220A	湿度	二次電圧 1314V 二次電流 425A		定格回転数 565rpm																						
揚水機場内環境	定格出力 3相 950kW 60Hz																														
温度	定格電圧 3300V 定格電流 220A																														
湿度	二次電圧 1314V 二次電流 425A																														
	定格回転数 565rpm																														

主任技術者確認印  
 \_\_\_\_\_

# 定期 精密 巡視点検手入記録

事業場名

項目		実施年月日	年	月	日	天候	気温	湿度
点検対象設備		巡視点検手入結果					点検責任者	
受変電設備	電線及び支持物							
	ケーブル							
	断路器							
	遮断器、開閉器類							
	母線							
	受電用変圧器							
	計器用変成器							
	避雷器							
	配電器							
	電力用コンデンサ							
配電設備 (屋外電線路含む)	断路器、遮断器							
	配電用変圧器							
	その他付属設備							
	電線及び支持物							
	ケーブル							
負荷設備	電動機その他回転機							
	電熱乾燥装置							
	照明設備							
	配線							
発電設備	原動機関係							
	発電機関係							
	蓄電池							
その他								
記事								



# 機器精密点検測定記録

年 月 日 実施  
 点検責任者  
 事業場名

機器名	製造者 型式番号	定格	動作及び特性試験		絶縁油試験		その他	点検測定結果 及び適要(処置)
			動作状態	特性	耐電圧	酸価		

記 事





# 電気事故記録

軽 重  
(何れか抹消)

年 月 日

記録作成者

速報提出	年 月 日 時	詳報提出	年 月 日	事業場名
提出方法		提出方法		備 考
提出先		提出先		

件 名							
事故発生の日時		天 候					
事故発生の場所							
事故発生の電気工作物		使用電圧					
事故の状況							
事故の原因							
保護装置の種類及び動作の適否							
被害電気工作物の概要							
他に及ぼした障害							
供給支障電力及び供給支障時間		発電支障電力及び発電支障時間					
復旧の日時		復旧に要する費用					
事故再発の防止対策							
被害者	所属	氏名	性別	年齢	作業経験年数	被害の内容	
自家用電気工作物の概要	業種	発電電力			kW	発電電圧	V
		受電電力			kW	受電電圧	kV



# 受 電 日 誌

(1) 電力使用記録

年      月      日      曜日

天候      気温      °C      湿度      パーセント

検 印				
勤 務 者				

時刻	受 電 盤											配 電 盤							
	電圧(ボルト)			電流(アンペア)			力率 (パーセント)	電力 (キロワット)	電 力 量 (キロワットアワー)			記事	線		線		線		記事
	R・S	S・T	T・R	R	S	T			読み	差× 200	電力量		電流 (アンペア)	電力 (キロワット)	電流 (アンペア)	電力 (キロワット)	電流 (アンペア)	電力 (キロワット)	
	2	4	6	8	10	12	14	16	18	20	22	24							
2																			
4																			
6																			
8																			
10																			
12																			
14																			
16																			
18																			
20																			
22																			
24																			
電 力 量	受 電						(キロワットアワー)	記 事											
	月 累 計						(キロワットアワー)												
	最 大						(キロワット)												
	平 均						(キロワット)												
負 荷 率						(パーセント)													

## 設備台帳(補修記録)

台帳作成者

機器名		設置場所		事業場名	
		使用種別		整理番号	

定 格	(銘板写し)	所 定 略 図			
		年 月 日	主要記事(移動・修理・その他)		
製 作 者					
製 作 番 号					
製作年月日					

年 月 日	負荷明細	年 月 日	主要記事(移動・修理・その他)

記 事
-----

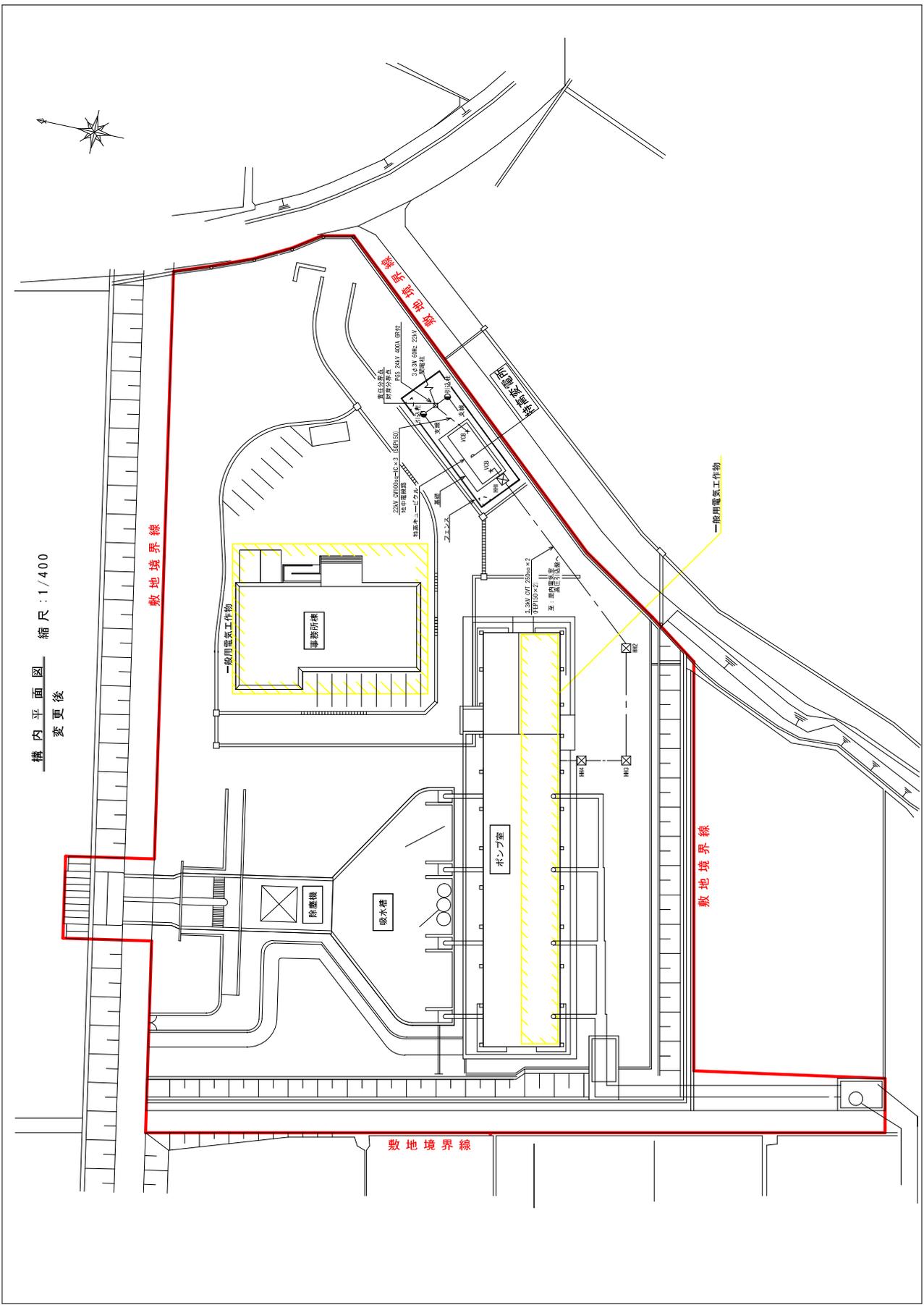
別表第4

## 法定事業者検査記録

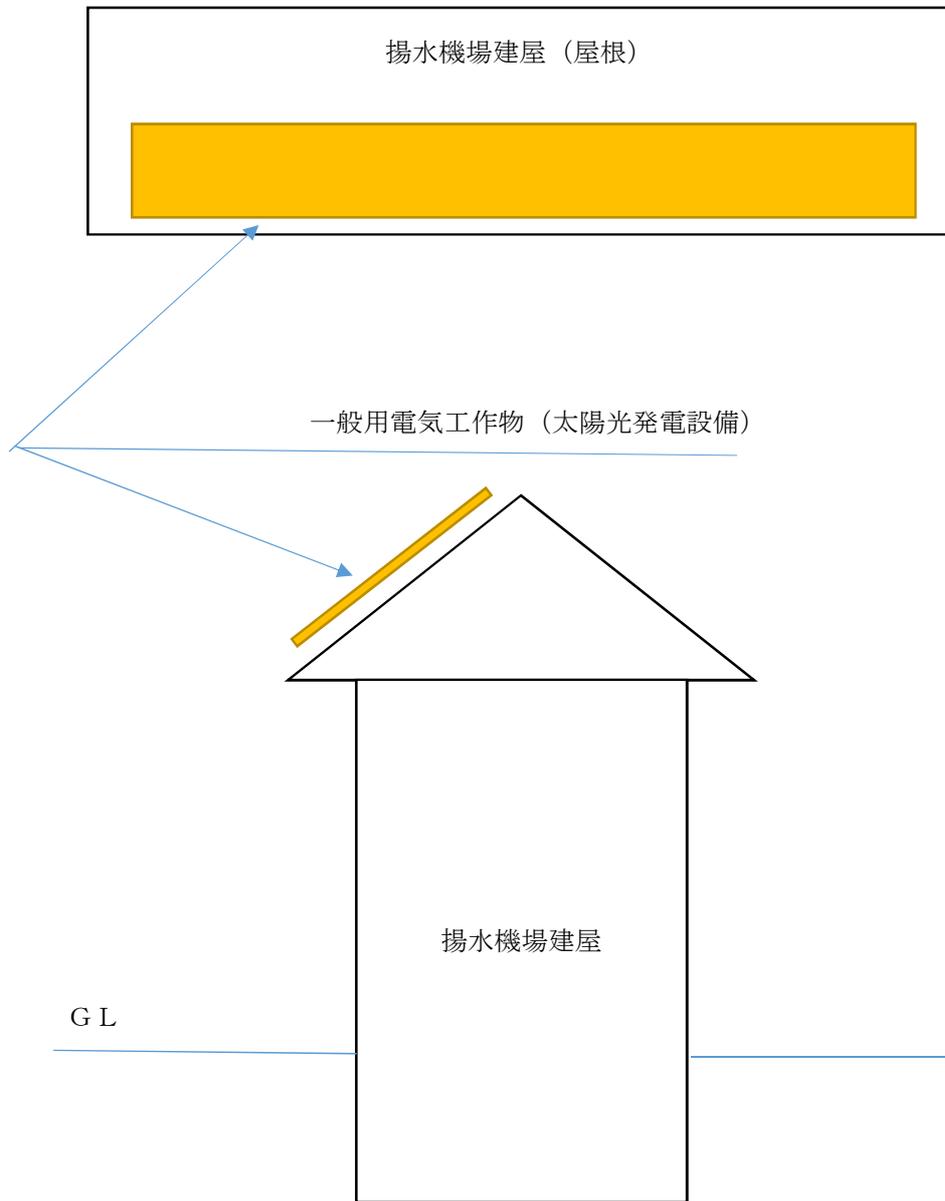
- ① 検査年月日
- ② 検査の対象
- ③ 検査の方法
- ④ 検査の結果
- ⑤ 検査を実施したものの氏名
- ⑥ 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
- ⑦ 検査の実施に係る組織
- ⑧ 検査の実施に係る工程管理
- ⑨ 検査協力会社の管理に関する事項
- ⑩ 検査記録の管理に関する事項
- ⑪ 検査に係る教育訓練に関する事項

記録の保存年限は上記①～⑥は5年間、⑦～⑪は法定事業者検査を行った後最初に安全管理審査の結果の通知を受けるまでの間とする。

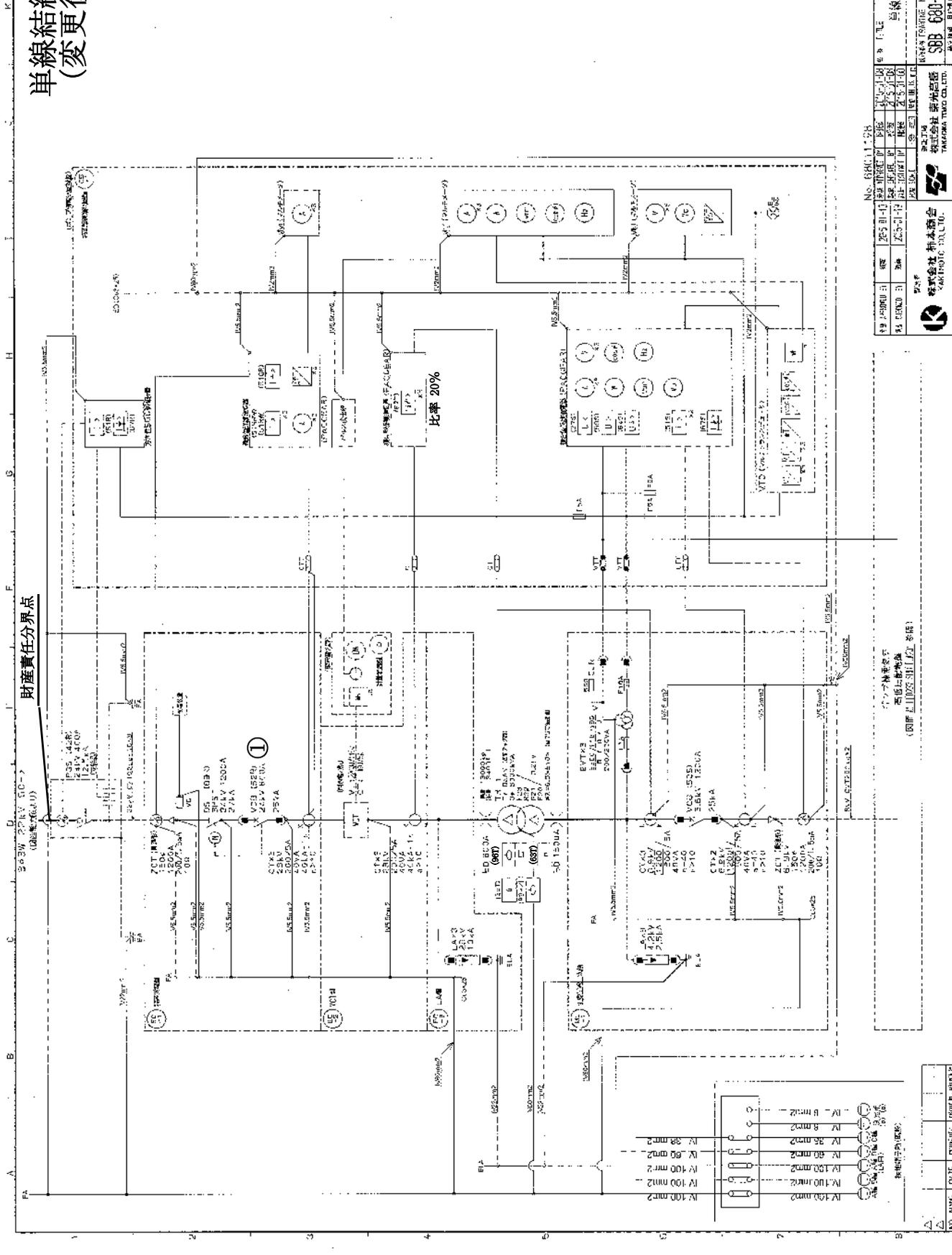
構内平面図 縮尺：1/400  
変更後



# 需要設備の構内図 (別図)



# 単線結線図 (変更後)



No. 680-1198		台帳影印	
図面番号	図面名	作成日	作成者
680-1198-01	単線結線図	2007.07.10	佐藤 隆夫
図面番号	図面名	作成日	作成者
680-1198-02	単線結線図	2007.07.10	佐藤 隆夫
図面番号	図面名	作成日	作成者
680-1198-03	単線結線図	2007.07.10	佐藤 隆夫
図面番号	図面名	作成日	作成者
680-1198-04	単線結線図	2007.07.10	佐藤 隆夫
図面番号	図面名	作成日	作成者
680-1198-05	単線結線図	2007.07.10	佐藤 隆夫
図面番号	図面名	作成日	作成者
680-1198-06	単線結線図	2007.07.10	佐藤 隆夫
図面番号	図面名	作成日	作成者
680-1198-07	単線結線図	2007.07.10	佐藤 隆夫
図面番号	図面名	作成日	作成者
680-1198-08	単線結線図	2007.07.10	佐藤 隆夫
図面番号	図面名	作成日	作成者
680-1198-09	単線結線図	2007.07.10	佐藤 隆夫
図面番号	図面名	作成日	作成者
680-1198-10	単線結線図	2007.07.10	佐藤 隆夫

株式会社 株式会社 株式会社  
TAMAKI TRADING CO., LTD.  
SBB 680-1198-2001

工場用電気設備  
高圧設備用  
(図面 680-1198-01 から 680-1198-10 まで)

2007/07/10 19:19:19 印刷